一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十五号笠間都市計画公園事業九・六・〇〇一号笠間芸術の森公園
三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千四百三十三号下妻都市計画、下館・結城都市計画、石下都市計画及び八千代都市計画下水道事業鬼怒小貝流域下水道
三　事業施行期間　自平成五年六月二十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年関東地方整備局告示第二百二十九号水戸・勝田都市計画道路事業三・三・十五号水戸駅平須線及び三・三・百七十五号梅戸橋桜川線
三　事業施行期間　自平成二十一年四月二十三日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　宇都宮都市計画道路事業三・二・百一号大通り
三　事業施行期間　自平成二十七年三月二十三日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　栃木県宇都宮市駒生町字道路、字挟又、字中道及び字松原地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市旭区都岡町四番一から同市旭区都岡町三番七まで	前	一〇・八四～一四・五六メートル	〇〇・一〇三キロメートル
	後	一二・四七～三〇・三八メートル	〇〇・一〇三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都葛飾区東金町八丁目二五〇番二から同区東金町七丁目一〇六番まで	前	二八・六五～三八九・五五メートル	〇〇・二〇九キロメートル
	後	二八・六五～一四二・五七メートル	〇〇・二〇九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市大字間脇字深田一五〇六番三から同市大字間脇字深田一五六八番三まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十三日

○北陸地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十三日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号及び三百五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加賀市中代町ヌ三番一から同市中代町二六一番三まで	前	四〇・〇三～五九・四六メートル	〇〇・四九二キロメートル
	後	四一・一五～六〇・二一メートル	〇〇・四九二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所